

# 秋田県公報

目 次

- 〇 関係機関等
- 〇 「東洋電機と送電線路の鑑定評価業務委託」に関する社説
- 〇 関係機関等 (11)
- 〇 関係機関等 (11)

## 監 査 委 員 公 告

### 監査委員公告第11号

平成21年4月15日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成21年5月19日

秋田県監査委員	金 谷 信 栄
秋田県監査委員	こだま 祥 子
秋田県監査委員	大 和 顯 治
秋田県監査委員	菊 地 康 男

#### 第1 請求の受理

- 1 請求書收受年月日  
平成21年4月15日
- 2 請求人  
湯沢市字中野90番 6  
高橋 光二

#### 3 請求の要旨（原文）

秋田県知事らは、平成20年度地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託（以下本件鑑定評価委託という。）の委託料28,022,400円の随意契約を社団法人日本不動産鑑定協会（以下社団法人鑑定協会という。）と締結、履行上記の委託料全額を支払った。

この契約は、次の理由により地方自治法等に違背する行為であり、結果として本県に多大の損害を与えたものである。理由

- (一) 本件鑑定業務委託（随意契約）の違法性（別紙）
  - (二) 本件随意契約により県が被った損害（別紙）
  - (三) 職員の職務懈怠（別紙）
- 別紙 (一) 本件鑑定業務委託（随意契約）の違法性
- (1) 秋田県知事らは、本件鑑定業務委託を随意契約として締結した法令上の根拠について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に求め、「その性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき」に該当する、というものである。
- では、不動産鑑定士が行う不動産の鑑定評価業務は、競争入札に適さないとする法令上の理由は何か。
- 以下、検証する。
- (2) 確かに、平成7年、秋田県地方課税担当者は、以下のとおり、各市町村固定資産税担当者宛事務連絡とする文書を2度にわたって送付している。
- ① 平成7年4月17日付文書の要点
    - ア 契約方法については、地方自治法施行令第167条の2第2項による随意契約となること。
    - イ 自治省の指示等により、各市町村と鑑定協会（各県部会）との契約となること。
    - ウ 性質上、競争入札に適さないこと。
    - エ 単価についても、地価公示の単価を標準としていること。
  - ② 平成7年5月29日付文書の要点
    - （自治省資産評価部の契約書様式）
    - 協会（秋田県部会鑑定協会）との契約を随意契約とする理由について
    - ア 契約内容は、「市町村の指定する評価員に鑑定を行わせ、その結果を報告させる業務であること。
    - イ 協会自身に鑑定評価そのものを委託する契約でないこと。
    - ウ (社)日本不動産鑑定協会以外に適当な者がいないこと。
    - エ 地方自治法施行令第167条の2第2号「—その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する。
  - ③ 前記のとおり、秋田県地方課税制班は、固定資産評価替えにおける鑑定評価業務委託について、その契約方式を随意契約によるべきである旨を各市町村にアピールしながら、平成7年6月1日付（地—366）秋田県総務部長の職名を用いて各市町村長あて、事実上の受託者（固

- 定資産鑑定評価員）を指名したものであることは明らかである。
- そうだとすると、前記②のウにおいて、「市町村の指定する評価員に鑑定云々」の文言は、虚偽もしくは偽装であった、と言わざるを得ない。湯沢市の原議書は言外にこれを記録している。
- ④ 湯沢市の原議書（鑑定評価に関する業務委託契約について（伺い））において、受託者を(社)日本不動産鑑定協会秋田部会とし、鑑定士は、秋田県総務部長（氏名不詳）が推せん（指名でない、とすれば被推せん者は複数が常識）した秋田県知事登録業者に決定している。さらに、契約単価ですら秋田県が指示したものであることが明確に記載されている。
- 同原議書は、50万円を超える契約は、一般競争入札による、との規定を認識しながら、秋田県地方課、秋田県総務部長の指導により随意契約をせざるを得なかった苦悩を公文書として永久保存を意図したものと見ることができる。
- (3) 独占禁止法違反・土地評議会の廃止
    - ① こうしたなかで公正取引委員会は、平成13年3月1日(社)岐阜県不動産鑑定士協会に対して警告、併せて(社)鑑定協会に対する傘下会員への指導要請を行った。
    - ② 警告の被疑法条として公正取引委員会は、独占禁止法第8条第1項第4号を示す。すなわち、「事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限の禁止」であり、同条第1項第1号 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること、の禁止の規定に違反する疑いも考えられる。とも記述している。
    - ③ (社)日本不動産鑑定協会秋田県部会についても、平成13年、被疑申告にもとづき、公正取引委員会東北事業所(仙台市) の調査が行われた事実が判明した。
    - ④ これより先、平成9年12月3日、自治省資産評価部長（現総務省自治税務局固定資産課）は、平成9年度評価替えで実施した鑑定評価体制を廃止する通知を、更に平成12年1月28日付自治省自治税務局長通知によって、土地評議会の設置及び運営についての廃止が決定されたものである。
- 秋田県においても、平成15年3月31日をもって土地評議会の廃止を決めている。
- 以上の確定した事実関係によれば、競争入札に適さない

などは空論にすぎず、本件鑑定業務の契約方式を随意契約とし、過大な委託料を支出した財務会計行為は明かに違法であり、必要な措置を請求するものである。

別紙 (二) 随意契約により県が被った損害

(1) 損害額 平成20年単年度分 14,608,077円

平成20年以前も同様の損害が発生していた。

(2) 本件鑑定評価業務委託料28,022,400円、単価72,975円税込みは、性質、目的が競争入札に適さないなどとして随意契約をむすび、見積書を徴することもなく、何ら合理的根拠も存しない無法な単価から算出したものである。

(3) 一方、独占禁止法違反による警告、自治省税務局長通知を機に、秋田県知事登録業者による競争入札の結果県内4市の平成21年度標準宅地鑑定業務委託料単価は横手市の40,897円、湯沢市は39,922円、由利本荘市、にかほ市の場合はそれぞれ27,276円、28,214円の低価格だった。

(4) 4市の単価を加重平均で試算すると、34,933円になるから、県の基準単価72,975円の半分以下、47.87%の鑑定単価で目的が達成されることになる。そうすると、県地価調査業務委託料28,022,400円の52.13%に当たる14,608,077円の損害が発生、公金の浪費が毎年繰り返されてきたものである。

国土利用計画法施行令第9条に基づく地価調査事業は知事の責任において毎年継続して実施される。

本件鑑定業務委託は、故意又は重大な過失により法令の規定に違反し、上記の損害を本県に与えたもので、損害の補てんに必要な措置はもとより、当該行為を事前に防止する為に必要な措置を請求する。

別紙 (三) 職員の職務懈怠

不動産の鑑定評価に関する法律(改正前)は、不動産鑑定登録業者及び不動産鑑定士団体に對する監督規定をいっている。

前記の別紙(一)において具体的に摘示したとおり、全市町村が行う鑑定評価業務委託については、秋田県地方課が主として推進した随意契約方式が廃止され、以後大部分の市町村が競争入札に移行して現在に至っているものである。

本件鑑定評価業務の業務を所掌する秋田県建設交通部建設管理課が前記の事実認識があったか否かは定かでない。

しかしながら、別紙(二)随意契約により県が被った損害が示すように随意契約は、地方財政法第4条の規定を待つまでもなく、地方自治財政の根幹に係る重大なものであることに照らすと、本件鑑定評価業務委託の契約方式を平成20年度にお

いてなおも随意契約を強行した行為は、故意又は重大な過失があったものと言わざるを得ない。

就中 公正取引委員会がなした(独)岐阜県不動産鑑定士協会への独占禁止法違反警告、(独)日本不動産鑑定協会に対する指導徹底の要請、(独)日本不動産鑑定協会秋田県部会への調査等について、上記の監督権限に基づき、報告の聴取、立入検査を執行すべき位置にあったもので、これを看過し放置したとすれば職務懈怠のそしりは免れない。

4 事実証明書

甲第1号証

平成20年度地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託契約書。  
平成20年4月18日付け。  
同実施要項。実施計画書。朝当表。  
知事登録に係る不動産鑑定業者名簿(19年1月1日)

成果品検査調査書(平成17年度分)支出負担行為向、支出命令書。ほか  
秋田県知事が随意契約とした法的根拠。  
(不在による行政文書非公開決定通知書)

甲第2号証

秋田県総務部長、秋田県地方課が固定資産税に係る標準宅地の鑑定評価業務委託の契約方式を随意契約として指示した文書。  
秋田県総務部長が指名した不動産鑑定士推せん状。  
湯沢市の原議書

甲第3号証

秋田県不動産鑑定士協会に対する独占禁止法第8条違反警告。  
(独)日本不動産鑑定協会に対する指導徹底の要請、公正取引委員会。  
月刊公正取引5月号

甲第4号証

秋田県土地評価協議会の廃止文書。ほか  
及び運営の廃止通知文書。  
自治省税務局長名義、土地評価協議会の設置

甲第5号証

標準宅地鑑定業務委託契約書、委託設計書  
入札執行表(入札調査)平成21年度分、横手市。由利本荘市。湯沢市。  
〇入札結果表。明細書(現地調査員、取引事例の収集)にかほ市。  
〇平成15年度評価替え鑑定評価業務委託契約調、ほか

甲第6号証

土地基本法。ほか

5 請求の対象となる職員  
秋田県知事及び本件契約並びに本件支出に関わった職員

6 請求の要件審査

本件請求について、法第242条に規定する要件を具備していることを認め受理した。

第2

1 監査の実施

県が、社団法人日本不動産鑑定協会と締結した、平成20年度地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託(以下本件業務委託という。)を随意契約したのは違法であり、随意契約によって過大な委託料を支出し、県に損害を与えたかどうか。また、県は社団法人日本不動産鑑定協会等関係団体に対し、監督権限に基づく報告の聴取、立入調査を執行すべき位置にあったもので、独占禁止法違反警告を看過し、放置した職務懈怠があったかどうか。

2 監査対象課

建設交通部建設管理課・出納局会計管理課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成21年4月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人が事実証明書として、甲第6号証及び甲1～5号証の関係法令等の説明資料を提出し、陳述した。陳述に当たったの説明資料は次のとおりである。

(1) 社団法人 日本不動産鑑定協会の定款

(2) 平成15年度都道府県地価調査事業実施計画書

(3) 秋田県会計事務の手引き

(4) 秋田県財務規則

(5) 入札制度適正化推進委員会の記載

(6) 公共入札における独占禁止法の適用

(7) 東京都の水道マスター事件の東京高裁の決定

(8) 地方自治判例集

(9) 不動産鑑定法解説

横手市が契約した標準宅地鑑定評価業務委託設計書の委託内訳書

(11) 平成15年度評価替え鑑定評価業務委託契約調

(12) 不動産の鑑定評価の統一基準

第3 監査の結果

1 本件業務委託の概要

(1) 事業の概要

地価調査は、国土利用計画法施行令第9条第1項に基づき、都道府県が行う地価に関する調査で、毎年7月1日時



点における標準価格を調査し公表する制度であり、国が行う地価公示を補充しつつ一般の土地取引の指標として活用される等、適正な地価の形成に寄与する役割を担っている。

なお、地価公示では、調査対象を都市計画区域内の土地に限っているのに対し、地価調査では、都市計画区域外の土地（山林を含む）も含み、県内全市町村に調査地点を置いている。この調査地点を基準地といい、平成20年度においては384地点である。

本件における当該委託事業の概要は、鑑定評価員として指名された不動産鑑定士が、基準地の点検及び修補地の選定、不動産鑑定評価基準に基づく基準地の鑑定評価を行い、鑑定評価書等を作成して県に報告する事業であり、秋田県地価調査組織設置要領（以下「組織設置要領」という。）で定められた分科会においては、基準地の総点検や選定替地点の協議、基準地の価格形成要因等の分析等、鑑定評価員相互の意見調整やとりまとめが行われる。

(2) 契約の内容

委託業務の名称	平成20年度地価調査に係る基準地の鑑定評価
委託業務実施期間	平成20年4月18日から同年9月19日
業務委託料	28,022,400円
受託者	社団法人日本不動産鑑定協会 会長 神戸 雷吉

## 2 随意契約の違法性について

(1) 請求人の主張  
本件業務委託契約が競争入札に適さない理由はなく、随意契約によって過大な委託料を支出した。

### (2) 建設管理課の説明

ア 本業務は、国土利用計画法施行令第9条に基づき、基準地の標準価格について、鑑定評価を行うものであるが、不動産の鑑定評価は、不動産の鑑定評価に関する法律第36条第1項により、不動産鑑定士でなければ行うことはできない。

また、地価調査は、国が実施する地価公示を補充する役割を担うものであり、公的土地区画制度として、適正に実施されなければならない。

イ 基準地の鑑定評価に当たっては、全県的な基準地相互の価格の検討・調整を行う必要から、県内の地価動向に精通していなければならない他、短期間に多地点の調査を行わなければならないため、期限内に業務を完了する

ことのできる組織であることが求められる。

ウ 本県において、不動産鑑定士が構成する団体としては、秋田県不動産鑑定士協会があるが、法人格を有していないことから、委託先としては不適当である。

一方、社団法人日本不動産鑑定協会は、各都道府県の不動産鑑定士で構成される全国唯一の組織であり、秋田県不動産鑑定士協会に所属する不動産鑑定士は、社団法人日本不動産鑑定協会の会員でもある。

また、同協会は、地価公示についても業務を受託しているため、地価公示と一体となった組織的な調査、情報収集及び分析を行うことが可能である。

以上が随意契約の理由であるが、特に上記イについて補足すれば、

(ア) 5ヶ月間の短期間で全県384地点という多地点を、県内の1～2名の不動産鑑定士を擁する事業所で鑑定評価を行うことは不可能であり、組織的な調査が必要である。

(イ) 全県にわたる基準地の鑑定評価を行うには、不動産鑑定士の集積した土地取引事例等を相互に情報交換し、県内全域の土地取引事例等を把握することが必要である。

(ウ) 鑑定評価員相互の意見調整の場である分科会を設置し、基準地の点検や選定替え地点の協議、さらには見込価格の協議等、全県的な視野にわたった多角的分析を行う必要がある。

等の条件を満たす必要があり、当該業務が実施可能な法人は、社団法人日本不動産鑑定協会のみである。当協会は、各都道府県の不動産鑑定士で構成される唯一の全国組織であり、秋田県内の不動産鑑定士は、当協会の会員である。また、当協会は、地価公示についても業務を受託しているため、地価公示と一体となった組織的な調査、情報収集及び分析を行うことが可能である。

以上のことから、当該業務を遂行できる法人は、1者しかなくことから、競争入札に適さないものと認められ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、社団法人日本不動産鑑定協会と単独随意契約を締結するものである。

エ 随意契約としたことが違法であると請求者が主張している本件業務委託については、地方自治法施行令及び財務規則に即って、前記ア、イ、ウの随意契約理由により適切に契約されたものであり、違法性はない。

また、請求者が鑑定評価業務委託の随意契約の違法性の根拠としている秋田県職員措置請求書 別紙(一)(2)及び(3)は、地方税法に基づく固定資産税評価に関する事実関係であり、目的や業務内容が異なる国土利用計画法に基づく地価調査の違法性の根拠とは成り得ない。

また、地方税法に基づく固定資産税評価業務については、(平成7年当時)は)所管課である県地方課が各市町村に対して指導したものであり、その指導が県が行う地価調査の業務に適用される理由はない。

### (3) 会計管理課の説明

地方自治法第232条の4第1項に基づき、支出命令者から支出負担行為又は契約締結向の原議を添えた支出命令書（以下「支出命令書等」という。）が出納機関に送付されるが、契約締結は契約担当者の権限としてなされる行為であり、出納機関では契約を締結する際の審査は行われない。

## 3 過大な支出による損害について

(1) 請求人の主張  
本契約を県内4市のように競争入札で行っていれば、47.87%の鑑定単価で目的が達成されることから、本件に対し14,608,077円の損害を与えた。

### (2) 建設管理課の説明

ア 単価の積算根拠  
地価調査制度は、国の地価公示を補完するために設けられた制度であり、作業過程は、地価公示に準じていることから、平成20年度の地価公示の鑑定評価料（69,500円）に準じている。

また、地方交付税措置の算定単価でもあり、当課としては妥当な額として認識している。

当該業務は地価公示との継続性が求められ、全国的に統一された手法で行う事業であり、契約の性質から受託できる法人は1者のみである。また、当該業務は地価公示と同種の調査で、委託先が同一であることから、地価公示の単価を算定根拠として、契約条件等を相手方に示し、契約の申込みをしたものである。このことから、秋田県財務規則第172条第2項第4号に規定する「その性質若しくは目的により見積書を徴し難いとき」に該当することから、見積書の徴取を省略したものである。

### イ 各都道府県の契約方法

契約状況については、47都道府県中45都道府県が随意

契約で行っており、契約の相手方としては、県内に法人格のある協会がない4県（秋田県、山形県、富山県、石川県）については、（社）日本不動産鑑定協会との契約であり、それ以外の県については、各県の（社）不動産鑑定士協会との契約である。

岐阜県の指名競争入札は、（社）日本不動産鑑定協会が辞退したことから、（社）岐阜県不動産鑑定士協会との契約となったものであり、鳥取県の一般競争入札については、（社）鳥取県不動産鑑定士協会のみ参加となったために契約に至ったものである。

また、鑑定評価料の単価については、ほとんどの都道府県で地価公示の単価を採用している。

ウ 市町村固定資産税評価との違い

地価調査においては、随意契約の理由で述べたとおり、全県的な視野にたった鑑定評価員相互の意見調整の場である分科会を設置し、基準地の点検や選定替え地点の協議、さらには見込価格の協議等を行うほか、隣接県や全国の地価動向の情報交換の場であるブロッック代表幹事会への出席が必要になる等、各市町村単位で行われる固定資産税評価替えに伴う標準宅地の鑑定評価の作業と、県全体の均衡を図りながら行う作業とは、分析・検討の比重は異なり業務量も異なる。

当該業務を行う上では、地価公示との調整及び当該事業の円滑な推進のため、国土交通省地価調査課からの技術的な支援、情報提供及び助言を得ており、国においても全国の調査結果を公表することから、国においてや帳票等を国が指定する期日までに提出しなければならぬ等、全都道府県が同一の手法により、一斉に行う事業であるため、市町村単位で行われる業務とは規模が異なる。

さらに、当該事業を実施するに当たっては、地価公示法の規定に基づいて国が行う地価公示との調和を保ち、一体として効力を発揮するように努めることが求められており、作成書類等は地価公示に準じた書類となっており、市町村単位で作成される書類と比べ、1地点あたりの作成書類の種類、鑑定評価書については、記載項目数も多い。

（参考）

固定資産税評価の場合の書類（担当鑑定メモ価格一覧表  
最終鑑定メモ価格一覧表  
鑑定評価調査

地価調査の場合の書類

基準地点検表
選定調査書
鑑定評価書
取引事例カード
収益事例カード
造成事例カード
賃貸事例カード

なお、固定資産税評価との具体的な違いは、

・固定資産税評価の地点は、各市町村内に密集しており、一つの事例を多数の地点に共通して使え、少数の取引事例で集中的に作業を行うことができ、効率的に評価を行えるのに対し、地価調査の場合は全県に点在する多数の事例が必要となり、採用する取引事例の内容確認等に時間を要する。

・固定資産税評価の場合は、一人の不動産鑑定士が鑑定を行うため、県にある分科会のような意見調整や検討の場が必要でないことから、1つの地点について、価格を決定するのに要する時間は地価調査に比べ少ない。

・固定資産税評価の際には、地価公示や各市町村内にある地価調査地点の価格を参考にできるため、評価が比較的容易にできる。

・鑑定評価書を作成する際に参考とするべき取引事例は、固定資産税評価が3件で、地価調査の場合は5件必要である。

・固定資産税評価の場合は、同一市町村内の標準宅地のみを評価するのに対し、地価調査の場合には、全県の全地域にわたる宅地及び林地を評価しなければならないことから、現地調査等に労力を要する。

・地価調査の場合には、鑑定評価書の他に、地価調査のA化システムに対応したデータを鑑定評価員が作成する必要がある。

等があげられる。

エ 請求者が法令の規定に違反し、本県に損害を与えたと主張している本件業務委託については、地方自治法施行令及び財務規則に則って、適切に契約されたものであり、違法性はない。

また、単価の根拠については、業務内容が同じである国の地価公示の鑑定評価料の単価に準じており、地方交付税措置の算定単価でもあることから、県に損害は生じていない。

(3) 会計管財課の説明  
出納機関は、支出命令者から支出命令書等の送付を受けたときは、地方自治法232条の4第2項に基づきこれを審査する。  
審査する際の観点には、支出命令書等により、契約に係る債務が確定しているか、正当な債権者への支出となっているかなどである。

契約締結の方法については、契約担当者が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断し、その理由を附し、契約締結をしているものは、明らかに違法である場合を除き、私法上の契約として有効に成立し、債務が確定しているときは正当な債権者のために支出することになる。

4 職員の職務懈怠について

(1) 請求人の主張  
公正取引委員会がなした（社）岐阜県不動産鑑定士協会への独占禁止法違反警告、社団法人日本不動産鑑定協会に対する指導徹底の要請、同協会秋田県部会への調査等については、監督権限に基づく、報告の聴取、立入検査を執行すべき位置にあったもので、これを看過し、放置したとすれば職務懈怠のそしりは免れない。

(2) 建設管理課の説明

ア 不動産の鑑定評価に関する法律第40条から第46条には、不動産鑑定士等がその職務に関して不正・不当な行為を行った場合等における国及び県による監督業務が規定されている。

イ 請求者が主張する別紙③の前置に記述している全市町村が行う鑑定評価業務委託は、固定資産税評価に対する業務委託であり、地価調査の業務委託とは異なるものである。本件業務委託は適切な手続きにより行われた契約であることから、職務の懈怠はない。

また、不動産の鑑定評価に関する法律には、不動産鑑定士等がその職務に関して不正・不当な行為を行った場合等における国及び県による監督業務が規定されているが社団法人日本不動産鑑定協会秋田部会に対する監督権限は、国土交通省にあり、県は監督する立場にないことから職務の懈怠には当たらない。

5 監査委員の判断

(1) 随意契約の違法性について  
請求人は、市町村の固定資産税評価業務が競争入札によって契約されている事例があることから、本件業務委託契

約が競争入札に適さない理由はない、と主張している。

建設管理課は、本件業務委託を実施するには、基準地の鑑定評価に当たって、全県的な基準地相互の価格の検討・調整を行う必要から、県内の地価動向に精通していなければならないほか、短期間に多地点の調査を行わなければならないため、期限内に業務を完了することのできる組織であることが求められる、と随意契約の理由を説明している。

確かに、本件業務委託は①一定の期間に全県で組織的な調査・情報収集・分析の鑑定評価を行うこと、②県内全域の土地取引事例等を把握し、情報交換すること、③鑑定評価員相互の意見調整の場である分科会を設置し、基準地の点検や選定替え、見込価格の協議等を行うなど、全県的な基準地の価格の検討や多角的分析を行う必要があることから、市町村単位で行われる固定資産税評価の業務委託とは内容が大きく異なっており、相当数の不動産鑑定士を必要とする業務である。

しかしながら、本県においては、1～2名の不動産鑑定士の事業所しかなく、相当数の不動産鑑定士の属する県単位の公益法人も設立されていない状況にある。

これらのことから、建設管理課が、個々の不動産鑑定業者による競争入札は困難であると判断し、資格、技術、経験等を備え、県内のすべての不動産鑑定士も会員となっている、唯一の公益法人である社団法人日本不動産鑑定協会と随意契約を締結したことには一定の合理性があり、違法とは言えない。

(2) 過大な支出による損害について

請求人は、本件業務委託の単価69,500円が、平成21年度評価替えに伴う標準宅地の不動産鑑定評価に係る、県内4市の競争入札による固定資産税評価の鑑定単価に比べ過大であり、県に損害を与えていると主張している。

本件業務委託において、単価設定における積算内容が明らかにはなっていないものの、分科会の設置をはじめ一連の業務内容が同一である国の地価公示の単価に準拠したことは、不当とまでは言えない。

また、地価調査は、上記(1)で述べたとおり、市町村の固定資産税評価とは、分科会方式による鑑定評価員相互の多角的分析や、県内全域の土地取引事例等を把握して行わなければならない点などにおいて、業務内容が大きく異なっていることから、これらを同列に比較して損害が生じていると認定することは妥当ではない。

(3) 職員の職務懈怠について

請求人は、本件業務委託について、競争入札によらず、随意契約を続けているのは、職員の職務懈怠であると主張しているが、上記(1)で述べたとおり違法とは言えないことから職務懈怠には当たらない。

なお、請求人は、社団法人日本不動産鑑定協会への監督、調査を求めたものと解されるが、本件業務委託との直接的な関連はない。

(4) 結論

本件業務委託の随意契約が違法とは言えないこと、請求人の主張による比較で、委託料が過大で本県に損害を与えたと認めることは妥当ではなく、一連の業務内容が同一である国の地価公示の単価に準拠したことは不当とまでは言えないことから、出納機関が委託料を支出したことは適法である。

また、職員の職務の懈怠には当たらない。  
以上のことから、この請求には理由がない。

付記

県は、地価調査において、共同企業体方式等による委託が可能かどうかを含め、競争入札の仕組みづくりについて検討していく必要がある。

また、地価調査に係る1地点当たりの鑑定評価料の単価について、今後、業務の実態を精査するなど十分な検証を行い、その積算の根拠をより明確にすることが必要である。

監査委員公告第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成21年5月19日

秋田県監査委員 金 谷 信 栄  
秋田県監査委員 こだま 祥 子  
秋田県監査委員 大 和 顕 治  
秋田県監査委員 菊 地 康 男

20財—————882  
平成21年4月30日

秋田県監査委員 金 谷 信 栄 様  
秋田県監査委員 こだま 祥 子 様

秋田県監査委員 大 和 顕 治 様  
秋田県監査委員 菊 地 康 男 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

行政監査結果に基づき講じた措置について(通知)  
平成21年3月30日付け監委-838で通知のあったこのことについて、地方自治法第199号第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。



別紙

## 平成20年度行政監査 改善・検討事項に係る措置状況

課所名	補助金名	改 善 ・ 検 討 事 項	措 置 状 況
健康福祉部障害福祉課	地域福祉増進事業費補助金	○ 支出に係る証拠書類の完了実績報告書への添付が補助金交付要綱に義務付けされていないので、証拠書類の添付を義務付けるなど交付要綱を整備すること。	○ 「障害(児)者地域福祉事業費補助金交付要領」を平成21年4月1日付で制定し、完了実績報告書への証拠書類添付の義務付けをしております。
		○ 補助事業を行う者の募集に当たって、他に補助事業者になり得る対象者があるにもかかわらず、限られた事業者のみへの周知により募集させ、交付先を決定しているため、補助制度の周知及び募集並びに交付先の決定方法について改善すること。	○ 今後は「美の国あきたネット」を活用するなど、対象者へ補助制度の周知及び募集について広報することとします。 これにより広く募った対象者の中から、当該補助金の趣旨に沿った交付先を決定することとします。
		○ 完了実績報告書の支出明細が記載不足にもかかわらず認めているものがあるので、今後は適切な実績の確認を行うこと。 また、補助事業者への指導及び課所内チェックの在り方について検討すること。	○ 補助事業者に対しては補助決定時に十分な説明をし、執行の途中においても適宜指導してまいります。 課内業務の遂行においては、正副担当者を配置するとともに、実績確認の審査には細心の注意を払い、適切な事務処理に努めてまいります。
		○ 補助金の額の確定が著しく遅延しているものがあるので、検査、確認後は速やかに事務処理すること。	○ これまで補助事業者から提出される実績報告書が全て揃ってから一括で額の確定処理を行っていましたが、平成20年度事業に係る額の確定は、実績報告書の提出後、速やかに検査、額の確定処理を行っております。 今後とも迅速かつ、適切な事務処理に努めてまいります。
生活環境文化部 県民文化政策課	芸術文化振興基金補助金	○ 収入に係る証拠書類の完了実績報告書への添付が補助金交付要綱に義務付けされていないので、証拠書類の添付を義務付けるなど交付要綱を整備すること。	○ 「秋田県芸術文化振興基金補助金取扱要領」を平成21年4月1日に改正し、「現金出納表」及び「収入に係る証拠書類」の完了実績報告書への添付を義務付けた。
生活環境文化部 県民文化政策課 地域活動支援室	元気なふるさと秋田づくり活動支援事業補助金	○ 収入に係る証拠書類の完了実績報告書への添付が補助金交付要綱に義務付けされていないので、証拠書類の添付を義務付けるなど交付要綱を整備すること。	○ 「元気なふるさと秋田づくり活動支援事業実施要領」を平成21年4月1日に改正し、「現金出納表」及び「収入に係る証拠書類」の完了実績報告書への添付を義務付けた。
鹿角地域振興局 総務企画部	元気なふるさと秋田づくり活動支援事業補助金	○ 収入に係る証拠書類の完了実績報告書への添付が補助金交付要綱に義務付けされていないので、証拠書類の添付を義務付けるなど交付要綱を整備すること。	○ 交付要綱を改正し、H21年度から証拠書類の添付を義務づけました。(地域活動支援室対応)
		○ 完了実績報告書に添付されている領収書(写し)に明細が記載されていないものを証拠書類として認めているものがあるので、今後は適切な実績の確認を行うこと。 また、補助事業者への指導及び課所内チェックの在り方について検討すること。	○ 実績報告書に添付する証拠書類には、明細を記載するよう補助事業者に対し十分な事前指導を行ってまいります。 また、提出された実績報告書については、担当者及び副担当者による内容の確認に努めます。
北秋田地域振興局 総務企画部	元気なふるさと秋田づくり活動支援事業補助金	○ 収入に係る証拠書類の完了実績報告書への添付が補助金交付要綱に義務付けされていないので、証拠書類の添付を義務付けるなど交付要綱を整備すること。	○ 生活環境文化部県民文化政策課において、「元気なふるさと秋田づくり活動支援事業実施要領」を平成21年4月1日付で改正し、「現金出納表」及び「収入に係る証拠書類」の完了実績報告書への添付を義務付けた。 当振興局としては、この改正内容に従い、適切な事業に留意していく。

課所名	補助金名	改 善 ・ 検 討 事 項	措 置 状 況
山本地域振興局 総務企画部	ボランティア・ 市民活動支援助 成金	○ 購入物品（スタッフ用ベスト）の変更（ポロシャツ）に際し、必要な変更承認申請の手続を執らせていないので、補助事業者への指導及び課所内チェックの在り方について検討すること。	○ 助成金申請の手続きについては、申請時に補助事業者に対して交付要綱、必要書類等の説明を徹底することとし、課内のチェック体制についても、複数人で書類の確認を行うなど、体制を強化する。
	元気なふるさと 秋田づくり活動 支援事業補助金	○ 収入に係る証拠書類の完了実績報告書への添付が補助金交付要綱に義務付けされていないので、証拠書類の添付を義務付けるなど交付要綱を整備すること。	○ 「元気なふるさと秋田づくり活動支援事業実施要領」を平成21年4月1日に改正し、「現金出納表」及び「収入に係る証拠書類」の完了実績報告書への添付を義務付けた。
		○ 完了実績報告書に添付されている請求書(写し)及び領収書(写し)のあて先が不正確なもの及び明細が記載されていないものを証拠書類として認めているものがあるので、今後は適切な実績の確認を行うこと。 また、補助事業者への指導及び課所内チェックの在り方について検討すること。	○ 実績報告書の確認の際、請求書(写し)及び領収書(写し)の確認を十分に行い、不適切なものについては補助事業者に再提出を求めるようにする。 また、申請時に補助事業者に対して交付要綱、必要書類等の説明を徹底することとし、課内のチェック体制についても、複数人で書類の確認を行うなど、体制を強化する。
秋田地域振興局 総務企画部	元気なふるさと 秋田づくり活動 支援事業補助金	○ 収入に係る証拠書類の完了実績報告書への添付が補助金交付要綱に義務付けされていないので、証拠書類の添付を義務付けるなど交付要綱を整備すること。	○ 「元気なふるさと秋田づくり活動支援事業実施要領」を平成21年4月1日に改正し、「現金出納表」及び「収入に係る証拠書類」の完了実績報告書への添付を義務付けた。
由利地域振興局 総務企画部	元気なふるさと 秋田づくり活動 支援事業補助金	○ 収入に係る証拠書類の完了実績報告書への添付が補助金交付要綱に義務付けされていないので、証拠書類の添付を義務付けるなど交付要綱を整備すること。	○ 「元気なふるさと秋田づくり活動支援事業実施要領」を平成21年4月1日に改正し、「現金出納表」及び「収入に係る証拠書類」の完了実績報告書への添付を義務付けた。
		○ 完了報告書に添付されている請求書(写し)及び領収書(写し)のあて先が不明確なものを証拠書類として認めているものがあるので、今後は適切な実績確認を行うこと。 また、補助事業への指導及び課所内チェックの在り方について検討すること。	○ 補助金申請時において、請求書・領収書の適切な取り扱いについて指導するとともに、実績の確認においても、厳密な審査を実施する。 また、補助事業者へ指導を実施するほか、課所内において2名以上によるチェックを行うこととする。
仙北地域振興局 総務企画部	元気なふるさと 秋田づくり活動 支援事業補助金	○ 収入に係る証拠書類の完了実績報告書への添付が補助金交付要綱に義務付けされていないので、証拠書類の添付を義務付けるなど交付要綱を整備すること。	○ 「元気なふるさと秋田づくり活動支援事業実施要領」を平成21年4月1日に改正し、「現金出納表」及び「収入に係る証拠書類」の完了実績報告書への添付を義務付けた。
平鹿地域振興局 総務企画部	元気なふるさと 秋田づくり活動 支援事業補助金	○ 収入に係る証拠書類の完了実績報告書への添付が補助金交付要綱に義務付けされていないので、証拠書類の添付を義務付けるなど交付要綱を整備すること。	○ 「元気なふるさと秋田づくり活動支援事業実施要領」を平成21年4月1日に改正し、「現金出納表」及び「収入に係る証拠書類」の完了実績報告書への添付を義務付けた。
雄勝地域振興局 総務企画部	元気なふるさと 秋田づくり活動 支援事業補助金	○ 収入に係る証拠書類の完了実績報告書への添付が補助金交付要綱に義務付けされていないので、証拠書類の添付を義務付けるなど交付要綱を整備すること。	○ 「元気なふるさと秋田づくり活動支援事業実施要領」を平成21年4月1日に改正し、「現金出納表」及び「収入に係る証拠書類」の完了実績報告書への添付を義務付けた。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubaranisatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄